

美瑛町生活排水処理基本計画

平成17年1月計画策定
平成22年1月一部改定
平成24年1月全部改定
令和3年9月一部改定
北海道美瑛町

はじめに

本町は、北海道のほぼ中央に位置し、道北の拠点都市である旭川市に隣接しています。東西を大雪山国立公園と夕張山系に囲まれ、北に上川盆地、南に富良野盆地がある起伏に富んだ丘陵地帯となっています。

主な交通網は、旭川から浦河に至る国道237号と、旭川から富良野に通じるJR富良野線で、旭川空港へは自動車です約20分の距離にあります。

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候で春夏秋冬がはっきりしており、年間平均気温5.9℃、年間平均降水量989ミリメートルで、耕作に適した気候といえます。

本町の基幹産業は農業と観光業で、丘陵地帯では畑作や酪農が営まれ、標高2,077メートルの十勝岳などの山々を源とする美瑛川、宇莫別川、忠別川などの流域に水田地帯が形成されています。丘陵地帯の畑の景観は、「丘のまちびえい」の観光資源となっております。

また、十勝岳山麓の白金温泉を中心に観光施設が充実しており、「白金青い池」や「道の駅びえい『白金ビルケ』」などに多くの観光客（町内観光客入込数：令和元年度実績242万人）が訪れています。

人口は、令和3年3月末現在、総人口9,704人で、世帯数は4,784世帯となっており、人口は少子高齢化の影響を受け減少傾向を示しています。

本町の生活排水について都市計画用途地域内においては、公共下水道事業の基本計画が昭和49年度に立案され、昭和51年度に事業着手して以来、昭和61年から公共下水道で処理されています。

その他の農村地域などにおいては、合併処理浄化槽の普及により、未処理のまま放流されていた生活排水は年々減少しているものの、河川の水質及び自然環境に配慮した取り組みの継続が重要であります。

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水について、一部未処理のまま河川などに放流されることが公共用水域の水質汚濁の一因となっていると考えられていることから、環境に配慮した生活排水処理が必要であり、すべての家庭から排出される生活排水の処理対策については、住民と行政が一体となり取り組むことが重要です。

快適で魅力ある生活環境の保全や持続可能な美瑛町の未来づくりを目標とし、生活排水対策の必要性を住民とともに理解しつつ、地域の特性に応じた効果的な生活排水処理施設の普及を積極的に推進してまいります。

(2) 生活排水処理施設整備及び排水処理の基本方針

生活排水処理施設整備の基本方針については以下のとおりとします。

- ① 公共下水道計画区域においては、効果的な下水道整備を進めるほか、水洗化率の向上を図ります。
- ② 公共下水道計画区域外においては、合併処理浄化槽による処理を推進します。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ④ 下水については、美瑛町終末処理場で適正に処理します。
- ⑤ 汲取りし尿及び浄化槽汚泥については、美瑛町浄化センターで適正に処理しつつ、令和4年度以降に旭川市への処理委託を検討します。

2 計画の期間

本計画は、令和13年度を目標年度とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行います。

3 生活排水処理の状況

公共下水道に接続している水洗化済みの世帯のし尿と生活排水の全ては、美瑛町終末処理場で処理されています。

また、合併処理浄化槽設置世帯の浄化槽汚泥（し尿と生活排水）や単独処理浄化槽設置世帯の浄化槽汚泥（し尿）、浄化槽未設置世帯の汲取りし尿は、美瑛町浄化センターで処理されています。

本町における直近3か年（平成30年度～令和2年度）の生活排水処理形態別人口の推移は次表のとおりで、令和2年度末における処理形態別人口は計画処理区域内人口の9,704人に対し、水洗化・生活雑排水処理人口8,393人（86.5パーセント）、

水洗化・生活雑排水未処理人口23人（0.2パーセント）、非水洗化人口1,288人（13.3パーセント）となっています。

生活排水処理形態別人口の推移

(人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 計画処理区域人口	9,965	9,882	9,704
2 水洗化・生活雑排水処理人口	8,570	8,476	8,393
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	2,246	2,229	2,195
(3) 公共下水道処理区域人口	6,324	6,247	6,198
(4) 農業集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	23	23	23
4 非水洗化人口	1,372	1,383	1,288
5 計画処理区域外人口	0	0	0
汚水処理人口普及率	86.0%	85.8%	86.5%

汲取りし尿・浄化槽汚泥の処理状況の推移は次表のとおりで、人口の減少に比例してし尿の処理量は減少しているものの、浄化槽汚泥については増加傾向にあることから、合併処理浄化槽の設置世帯数の増加や観光関連施設の新設などが考えられます。

なお、令和2年度の減少については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う交流人口の減少が影響しているものと考えられます。

汲取りし尿・浄化槽汚泥の処理状況の推移

(リットル/年)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
汲み取りし尿	1,309,220	1,291,680	1,104,240
浄化槽汚泥	3,081,900	3,180,000	3,118,640
計	4,391,120	4,471,680	4,222,880

4 生活排水の処理主体

目標年次における生活排水処理の区分別の処理主体は次のとおりです。

生活排水処理施設の種類	処理対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	美瑛町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	美瑛町（令和4年度以降、旭川市への処理委託を検討）

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理基本計画

生活排水の処理は行政区域全域を対象とし、各処理施設の基本方針は次のとおりとします。

なお、目標年度における汚水処理人口普及率は、下水道への接続並びに合併処理浄化槽の設置が個々の経済状況に左右されることに鑑み、90パーセント以上となることを目標とします。

① 公共下水道

公共下水道の計画区域内においては、効率的な整備を推進するとともに、水洗化率の向上を目指します。

これまで、水洗便所改造及び排水設備改造に係る資金貸付や補助制度を設けることにより、水洗化の普及促進に努めてまいりましたが、公共下水道の供用が開始された後も接続されない家屋があることから、当該家屋の管理者などに水洗化に理解を求めるなど、一層の水洗化の推進を図ります。

② 合併処理浄化槽

公共下水道の計画区域外の地域、及び計画区域内において、当分の間下水道の整備が見込めない地域においては、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推奨し、設置補助制度並びに維持管理経費補助による普及促進を図ります。

また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽または汲取り便槽を設置している家屋については、生活排水の未処理放流を減少させ水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

なお、公共施設である公園や交流施設などについては、その規模に応じた合併処理浄化槽の整備を進めます。

③ し尿処理施設

汲取りし尿・浄化槽汚泥は美瑛町浄化センターへ搬入し、令和4年度以降は、旭川市への処理委託を検討します。

生活排水の処理の目標

区 分	令和2年度	令和8年度	目標年度 令和13年度
汚水処理人口普及率	86.5%	88.5%	90.0%

人口の内訳 (人)

区 分	令和2年度	令和8年度	目標年度 令和13年度
1 行政区域内人口	9,704	8,700	8,000
2 計画処理区域内人口	9,704	8,700	8,000
3 水洗化・生活雑排水処理人口	8,393	7,700	7,200

(注) 行政区域内人口は、令和2年度は美瑛町の行政区別人口動態（令和3年3月31日現在）を用い、令和8年度及び令和13年度は厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を参考として推計した。

生活排水の処理形態別内訳 (人)

区 分	令和2年度	令和8年度	目標年度 令和13年度
1 計画処理区域人口	9,704	8,700	8,000
2 水洗化・生活雑排水処理人口	8,393	7,700	7,200
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	2,195	2,000	1,900
(3) 公共下水道処理区域人口	6,198	5,700	5,300
(4) 農業集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	23	21	19
4 非水洗化人口	1,288	979	781
5 計画処理区域外人口	0	0	0

施設及びその整備計画の概要

区 分	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	総事業費 (見込)
合併処理 浄化槽	公共下水道計 画区域を除く 全域	1,900人	平成4年度 ～ 令和13年度	741,007千円
公共下水 道	都市計画区域 における用途 地域	5,300人	昭和51年度 ～ 令和7年度	9,491,803千円

(2) 汲取りし尿及び浄化槽汚泥の処理計画

① 汲取りし尿及び浄化槽汚泥の排出量

目標年度における排出量は、次のとおりとします。

(リットル/年)

区 分	令和2年度	令和8年度	目標年度 令和13年度
し尿	1,104,240	1,047,000	922,000
浄化槽汚泥	3,118,640	3,458,000	3,707,000
計	4,222,880	4,505,000	4,629,000

② 汲取りし尿及び浄化槽汚泥の処理計画

汲取りし尿及び浄化槽汚泥の処理については、旭川市への処理委託を検討し、収集運搬については、現行の形態を維持しつつ、より効率的に実施するものとします。

(3) その他

家庭から排出される生活雑排水が未処理で放流されることにより、河川など公共用水域の水質汚濁が引き起こされていることを周知し、生活排水対策の必要性について、広報紙やホームページなどへの掲載による啓発活動を進めていきます。

公共下水道の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽設置者や浄化槽維持管理業者に対し、適正な維持管理について周知を図ります。